

○世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱

平成 12 年 5 月 31 日世在サ管発第 311 号

改正

平成 23 年 4 月 1 日 23 世介保第 132 号

平成 24 年 7 月 31 日 24 世介保第 504 号

平成 26 年 1 月 28 日 25 世介保第 1009 号

平成 26 年 9 月 1 日 26 世介保第 509 号

平成 27 年 6 月 1 日 27 世介保第 262 号

平成 27 年 12 月 21 日 27 世介保第 945 号

平成 28 年 4 月 19 日 28 世介保第 102 号

平成 30 年 6 月 25 日 30 世介保第 563 号

平成 31 年 3 月 28 日 30 世介保第 1962 号

令和 2 年 3 月 26 日 31 世介保第 1850 号

令和 2 年 5 月 29 日 2 世介保第 278 号

令和 3 年 5 月 18 日 3 世介保第 248 号

令和 4 年 3 月 18 日 3 世介保第 1392 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険サービス（以下「サービス」という。）を利用する者のうち、生計の維持が困難な者（以下「生計困難者」という。）に対し、サービスを受給することに伴い生ずる利用者負担を軽減し、もって日常生活への影響を最小限に抑制するとともに、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(軽減実施主体)

第 2 条 事業の主体は、第 4 条に規定する対象サービスを提供する事業者で、世田谷区長に対し、生計困難者等に対する利用者負担額軽減申出書（第 1 号様式）により、その旨の申出を行ったもの（以下「申出事業者」という。）とする。ただし、第 4 条の(27)支えあいサービス事業及び(28)介護予防筋力アップ教室事業（世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日 27 世介予第 270 号。以下、「総合事業実施要綱」という。）第 3 条に規定する事業）を提供する事業者で、区が事業委託する事業者については、申出をしたものとみなす。

(対象者の要件)

第 3 条 この要綱に基づき利用者負担の軽減をする対象者（以下「対象者」という。）は、次条に規定するサービスを利用する者で、次の全ての要件を満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計困難者として世田谷区長（以下「区長」という。）が認めたものとする。

(1) 住民税非課税世帯に属していること。

(2) 区内に住所を有していること。

(3) 世帯の年間収入（非課税収入を含む）が基準収入額（単身世帯の場合は、1,500,000 円とし、世帯構成員が 1 人増えるごとに 500,000 円を加えた額）以下であること。

(4) 世帯の預貯金等の額が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、3,500,000 円とし、世帯構成員が 1 人増えるごとに 1,000,000 円を加えた額）以下であること。

(5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(6) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(7) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象となるサービス)

第4条 利用者負担の軽減の対象となるサービスの種類は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び総合事業実施要綱に基づく次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 地域密着型通所介護
- (12) 認知症対応型通所介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護
- (14) 看護小規模多機能型居宅介護
- (15) 介護予防短期入所生活介護
- (16) 介護予防訪問入浴介護
- (17) 介護予防訪問看護
- (18) 介護予防訪問リハビリテーション
- (19) 介護予防通所リハビリテーション
- (20) 介護予防短期入所療養介護
- (21) 介護予防認知症対応型通所介護
- (22) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (23) 総合事業訪問介護サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。））
- (24) 総合事業通所介護サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。））
- (25) 総合事業生活援助サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業）
- (26) 総合事業運動器機能向上サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業）
- (27) 支えあいサービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業。以下、「支えあいサービス」という。）
- (28) 介護予防筋力アップ教室事業（総合事業実施要綱第3条に規定する事業）

（利用者負担軽減の申請）

第5条 前条のサービスを受ける者で、利用者負担軽減の確認を受けようとする者には、次に掲げる書類により確認の申請を行わせるものとする。

- (1) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書（第2号様式）
- (2) 収入及び預貯金等申告書（第3号様式）
- (3) 資産及び扶養の有無に関する申告書（第4号様式）
- (4) 世帯収入状況申告書（第5号様式）
- (5) 収入状況及び預貯金額等を証する書類

（対象者の確認）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、確認の可否に関する調査を行うとともに、速やかにそ

の可否を決定し、生計困難者等に対する利用者負担額軽減可否決定通知書（第6号様式。以下「可否決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により負担を軽減する者として確認したときは、その者に対して生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証（第7号様式。以下「軽減確認証」という。）を速やかに交付する。

3 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成17年10月1日17保福介第294号）第9条第1項の規定による申請があったときは、第5条の規定による申請があったものとみなす。

4 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱第9条第2項の規定により、生計困難者等に対する利用者負担額軽減可否決定通知書による通知又は生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の交付があったときは、第1項の規定による可否決定通知書の通知又は第2項の規定による軽減確認証の交付があったものとみなす。

（軽減確認証の有効期間）

第7条 軽減確認証の有効期間は、各年8月1日から翌年の7月31日までの1年とする。ただし、初めて軽減の確認を受けた者の軽減確認証の有効期間は、確認の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の1日から申請日後の最初の7月31日までとする。

また、平成27年度の有効期間については、平成27年7月1日から平成28年7月31日とする。

2 有効期間満了後引き続き軽減の確認を受けようとする者には、第5条に規定する申請を行わせ、軽減確認証の更新を受けさせなければならない。

3 介護保険の要介護認定非該当者の有効期間は、区長が必要と認める1年以内の期間とする。

（利用における提示）

第8条 この要綱による利用者負担の軽減を受けようとする者で第6条の規定により軽減確認証の交付を受けた者が、第4条の各号に掲げるサービスを受けるときは、必ず、軽減確認証を申出事業者に提示させるものとする。

（負担軽減する額等）

第9条 第4条に規定するサービスのうち、(27)支えあいサービス事業及び(28)介護予防筋力アップ教室事業以外のサービスに係る利用者負担の軽減額は、当該サービスに係る介護費総額（給付単位数の合計に単位数単価を乗じて得た額をいう。）の5パーセントとする。

2 第4条の(27)支えあいサービス事業及び(28)介護予防筋力アップ教室事業に係る利用料は、総合事業実施要綱に別途定める。

（負担軽減に伴う費用の支払）

第10条 区長は、申出事業者が負担軽減した額に相当する費用（以下「軽減費」という。）の全部を支払うものとする。

2 軽減確認証の交付を受けた利用者がこの要綱に基づく軽減を受けなかった場合で、区長が認めたときは、利用者に介護保険利用者負担償還払申請書（第8号様式）により、申出事業者の発行するサービス提供証明書及び領収書を添えて、区長に対し請求させるものとする。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第11条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減を先に行い、軽減後の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。なお、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減制度適用前の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。

2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額に対して、この要

綱に基づく軽減を行うものとする。

(住所等の変更)

第 12 条 区長は、確認証の交付を受けた軽減対象者が、被保険者の住所又は氏名等生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の記載事項を変更したときは、生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証記載事項変更届(第 9 号様式)により、速やかに区長に届け出させなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 この要綱による利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保とすることはできない。

(軽減費の返還)

第 14 条 区長は、偽りその他不正の行為によって、軽減費を受けた者があるときは、当該軽減費の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱による介護保険等利用者負担軽減措置の内容については、国の行う介護保険制度に係る低所得者利用者負担対策の内容に変更があったときは、その結果に基づき必要な見直しを講ずるものとする。

3 この要綱の実施に関わる細目は、区低所得者対策事務処理基準(認定)に別途定める。

附 則(平成 13 年 10 月 1 日)

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行し、改正後のこの要綱の第 9 条第 1 項第 1 号の規定(通所介護及び高齢者在宅サービスセンター活用のミニデイに係る軽減費の支払に限る。)は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 1 日)

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、改正後のこの要綱の第 3 条の規定(対象となるサービス等)は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 7 月 1 日)

1 この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、この要綱の規定による利用者負担軽減の認定を受けた者で、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱(平成 12 年 4 月 1 日世在サ在発第 82 号)の規定による助成の承認を受けた者が訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護(以下「訪問介護等」という。)のサービスの提供を受けたときの利用者負担の軽減額は、第 8 条第 1 号の規定にかかわらず、当該訪問介護等のサービスに係る介護給付費総額(給付単位数・単位数合計に単位数単価を乗じて得た額)に 100 分の 1 を乗じて得た額とする。

附 則(平成 20 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 1 日)

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後のこの要綱の規定(第 15 条から第 17 条までの規定を除く。)は、平成 21 年 7 月 1 日以後の対象サービスの利用について適用し、同日前の対象サービスの利用については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 世介保第 132 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日 24 世介保第 504 号）

この要綱は、平成 24 年 7 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日 25 世介保第 1009 号）

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 1 日 26 世介保第 509 号）

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日 27 世介保第 262 号）

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日 27 世介保第 945 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 19 日 28 世介保第 102 号）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の第 2 条の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までに申出を行った通所介護事業所のうち、平成 28 年 4 月 1 日付で地域密着型通所介護へ移行した事業所（みなし指定事業所）については、「地域密着型通所介護」での申出があったものとし、新たに申出は不要とする。

附 則（平成 30 年 6 月 25 日 30 世介保第 563 号）

この要綱は、平成 30 年 6 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日 30 世介保第 1962 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 31 世介保第 1850 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日 2 世介保第 278 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 18 日 3 世介保第 248 号）

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 3 世介保第 1392 号）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。